

三島村立三島大里学園 部活動活動基本方針

令和2年6月策定

1 基本的な考え方

学校における部活動は、望ましい人間形成の育成に資するものとし、本基本方針は生徒に望ましいスポーツ・文化的環境を構築するという観点から、部活動が以下の点を重視し、最適な形で実施されることを目指すものである。

- (1) 生徒がスポーツ・文化的活動等に親しむことで、スポーツや文化的活動等の習慣化の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、豊かなスポーツ・文化的生活を実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によって行われ、学校教育の一環として本校の教育課程との連携を図り、効果的に取り組む。
- (3) 部活動においては、生徒の心身の発育及び健全な成長を促すために、科学的根拠に基づいた指導を行う。さらに、本基本方針に基づいて、心身の成長過程にある生徒にとって、過度な負担とならないよう適切に活動日数や活動時間を定め、計画的に実施する。

2 方針の実現に向けた具体的取組

(1) 適切な指導の実施について

- ア 学校教育活動の一環として行われる部活動は、生徒の自主的・自発的参加、学級や学年の枠を越えて行われる活動であり、活動を通して生きる力の育成、豊かな学校生活の実現を目指す。
- イ 生徒の健全な心身の育成と豊かな人間性を育むために、学校生活とバランスのとれた運営と指導を行う。また、生徒の健康面・精神面および部活動内での人間関係等にも十分配慮して指導にあたる。
- ウ 各部活動で参加する大会数の上限は3回とし、運営に当たっては大会やコンクール等の成績だけを追求せず、心身の健全な育成の視点を大切に指導する。
- エ 部活動の指導者は、過度の練習がスポーツ障害・外傷等のリスクを高め、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動の機会を奪うこと等を正しく理解する。
- オ 部活動の指導者は、部活動の特性を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニング方法や練習方法などを導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- カ 部活動の指導者は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒主体のミーティングを定期的に設けるなど、生徒との意見交換等を通じて、要望や意見を把握し、生徒の主体性を尊重して活動の方針を設定する。

(2) 本校の活動方針の作成について

- ア 本校では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、鹿児島県教育委員会「鹿児島県部活動の在り方にかかる方針」、三島村教育委員会「三島村立学校部活動基本方針」及び本校の実態を踏まえ、本方針を策定した。また、本方針及び活動計画等を学校 web サイトに掲載するとともに、PTA 総会等で公表し、周知と啓発を図るものとする。

イ 部活動の指導者は、本方針を踏まえ、部活動の活動日や休養日、大会等を含めた年間活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の実績報告（年間活動実績を兼ねる）を作成し、校長に報告する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・教職員の負担が過度にならないように適宜指導を行うとともに、三島村教育委員会に対して年度当初に本方針と年間指導計画、年度終盤に年間活動実績報告書をもって報告を行い、適切な指導と助言を受ける。

（３） 休養日及び活動時間等について

ア 部活動における休養日については、生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、週当たり２日以上（平日１日以上かつ週休日等１日以上）の休養日を設定する。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 活動時間については、長くとも平日２時間程度、週休日等３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

練習場所：集会場・体育館

〈平日〉

４～９月：１６：３０～１８：３０ １０月：１６：３０～１８：００ １１～２月 １６：３０～１７：３０
３月：１６：３０～１８：００

〈休日〉

８：００～１７：００ の間の ３ 時間以内で行う

＊定期テスト１週間前は部活動停止期間とする

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとし、学校閉庁日やリフレッシュウィーク等は、原則活動は行わない。また、生徒が家族・地域で過ごす時間の確保や部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

エ 大会や練習試合への参加を精選し、生徒への疲労蓄積につながらないよう十分配慮するとともに、保護者の過度な負担にならないよう配慮する。

（４） 事故防止への取組

ア 部活動の指導者は、日頃より生徒の健康状態や技術の習得状況を把握するとともに、施設設備・用具等の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

イ 部活動の指導者は、生徒の体調がすぐれない場合に、部活動の指導者に申告できる雰囲気づくりを大切にする。また、近年の温暖化による熱中症の予防対策を行うなど、環境面に配慮した生徒の体調管理の対応を行う。

ウ 部活動の指導者は、生徒に事故があった場合の校内体制および関係機関への連絡体制を確認しておく。また AED 等の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切な対応ができるようにする。

エ 部活動の指導者は、事故が起こった場合には、生徒の安全を第一に適切な対応を行うとともに、校長（または教頭）に速やかに報告し、指導を仰ぐ。

（５） 体罰等の禁止について

ア 部活動の指導者は、いかなる理由があっても体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、絶対に行わない。

イ 部活動の指導者は、生徒の人格を否定する発言や威嚇・威圧的な言動など、信用を失墜させる行為（パワハラ・セクハラ・モラハラ等）は決して許されないものであることを認識し、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であるという自覚をもって指導に当たる。

ウ 校長は、部活動で厳しい指導と称して体罰を正当化する風潮や人権尊重の精神に反する行為（パワハラ・セクハラ・モラハラ等）は決して容認されるものではないとの認識を教職員にもたせ、適宜部活動の指導者に指導を行うなど、体罰等を行わないための取組を行う。

(6) 保護者及び地域等との連携について

ア 部活動の指導者は、各部活動の活動方針や活動計画・活動状況等について、保護者への説明や意見交換をする機会を設定し、保護者の理解を得られるように努める。

イ 部活動の指導者は、活動中のケガ等に関しては、速やかに保護者に連絡し、状況の説明を行う。

ウ 学校は、地域の専門的な技術指導力を有する部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に進め、複数の指導者による適切な指導体制の構築を図る。

エ 部活動が地域スポーツクラブや文化的活動団体等と連携する場合は、生徒の心身の健全育成や適切な休養日の設定といった点に特に留意し、十分に調整を図る。

(7) 部活動を支える環境整備について

ア 校長は、県中学校体育連盟など県の部活動にかかわる組織及び各種目の団体、「三島村立学校部活動基本方針」が定める3(1)ウの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

イ 部活動の設置にあたっては、生徒の安全の確保の観点から生徒のニーズを把握しつつ、複数顧問体制による運営及び活動場所等の確保、生徒数、各部活動の部員数を考慮し、検討を行っていく。

ウ 生徒数、教職員数の減少などから、現在設置されている部活動で、公式戦に出場するための人数を満たさない場合は、他校との合同チームを検討する。